

草津市子ども・子育て支援事業計画の全体構成（素案）について

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の対象 4 計画の期間 5 計画の策定体制	第2回委員会（2月）
---	------------

第2章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 人口と世帯の動向 2 将来の子ども人口 3 保育所・幼稚園等の状況 4 子ども・子育てをめぐる状況	第2回委員会（2月） ※最終的な計画書に最新の 数値を記入予定
5 ニーズ調査結果の概要	第2回委員会（2月）
6 次世代育成支援対策地域行動計画における取組と評価	第4回委員会（7月）

第3章 子ども・子育て支援事業計画がめざすもの

1 基本理念	第2回委員会（2月）
『子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、 笑顔輝くまち草津』	
2 基本的な視点	
視点1) 子どもの幸せ・成長を育む視点 視点2) 親の子育て力をサポートする視点 視点3) 社会全体で子ども・子育てを支える視点 視点4) 草津市の特性を活かしながら取り組む視点	
3 基本目標	
基本目標1) 子どもたちがたくましく育つことのできる 環境づくり 基本目標2) こどもの権利と安全を守る仕組みづくり 基本目標3) 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組み づくり 基本目標4) 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり 基本目標5) 子育てと仕事が両立できる環境づくり	

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本理念、基本的な視点を踏まえた子ども・子育てに関する施策を基本的な目標ごとに体系化し、施策展開を行います。

施策名	第5章との関連
基本目標1) 子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり	
(1) 幼児期の教育・保育環境の整備 ①幼児期の教育環境の整備 教育・保育 ②保育環境の整備	2(1) 幼児教育, 保育 2(2) 地③
(2) 幼児教育・保育内容の充実	
(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供〔幼保一体化施策〕	3幼保一体化施策
(4) 多様な体験機会の充実	
(4) 地域における体験機会の充実	分割
(5) 学校における体験機会の充実	
(5) 子どもの安全確保	
基本目標2) こどもの権利と安全を守る仕組みづくり	
(1) ← (4) 子どもの人権を守る環境づくり	2(2) 地⑨, 5児童虐待
(2) ← (1) 虐待防止など要支援児童対策	4障害児施策
(3) ← (2) 障害のある子どもと家庭への支援〔障害児施策〕	2(2) 地⑧
(1) 援助を要する子ども・子育てへの支援	
(4) 子どもの安全確保	
(5) 子育ての経済的負担の軽減	2(2) 地⑬
基本目標3) 心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり	
(1) 妊娠・出産から切れ目のない支援	2(2) 地⑪
(2) 子どもと家族の健康な生活の支援	2(2) 地⑩
(3) 地域への愛着を育てる環境づくり	
(4) 小児医療の充実	
(3) 健康な心身を育てる食育の推進	
(4) 青少年の健全育成と心のケアを要する子どもの支援【新規】	
基本目標4) 子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり	
(1) 子育て・親育ちの体制整備、支援 ①地域子育て支援拠点事業の展開 ②親育ちを支援するサービスの充実 ③子育て支援のネットワークの仕組みづくり ④子育て相談や情報の提供	2(2) 地②⑤
(2) ひとり親家庭等の自立支援〔ひとり親施策〕	6ひとり親施策
(3) 子どもと家庭が安心して外出できるまちづくり 子育てしやすいまちづくり	
基本目標5) 子育てと仕事が両立できる環境づくり	
(1) 仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実	2(1) 保育, 2(2) 地①④⑥ 7①産育休利用
(1) 多様な保育ニーズに対応したサービスの提供	2(2) 地⑦⑫
(2) 放課後児童育成クラブの整備	2(2) 地①

※第5章との関連については、第5章の項目と対応しています。「地」＝地域子ども・子育て支援事業

第5章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等について

子ども・子育て支援法により、「子ども・子育て支援事業計画」において定めるべき事項について、記載します。幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における今後5年間の量の見込みや確保方策を定め、確保方策の達成を目指します。また、幼保一体化や児童虐待等の施策についても記載し、施策推進を行います。

1	子ども・子育て支援制度における事業の仕組み	
2	量の見込みと確保方策および提供区域〔法定事業〕	
	(1)幼児期の教育と保育	
	(2)地域子ども・子育て支援事業	
	①時間外保育事業（延長保育）	
	②利用者支援事業【新規事業】	
	③多様な主体の参入促進事業【新規事業】	第3回委員会（6月）
	④放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）	第4回委員会（7月）
	⑤地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、子育て支援センター）	
	⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧子育て短期支援事業（ショートステイ事業等）	
	⑨養育支援訪問事業・要保護児童支援事業	
	⑩乳児家庭全戸訪問事業（すこやか訪問事業等）	
	⑪妊婦に対し健康診査を実施する事業	
	⑫一時預かり事業（保育所・幼稚園）	
	⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】	第6回委員会（11月）
3	幼児期の教育・保育の一体的提供（幼保一体化）および推進体制	第5回委員会（9月）
4	障害児施策に関する事項	第4回委員会（7月）
5	児童虐待施策に関する事項	第5回委員会（9月）
6	ひとり親施策に関する事項	
7	その他子育てに関する事項	第4章に記載
	(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育の円滑な利用に関する事項	
	(2)労働者の職業生活と家庭生活との両立支援が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（ワークライフバランス）	

第6章 計画の推進に向けて

1 市民・事業所・市の役割や責務	第5回委員会（9月） 第6回委員会（11月）
2 推進体制	
3 計画の検証方法	

（参考資料）計画策定の経過、二一ズ調査結果等を予定